

小諸市ごみ減量キャラクター 減ちゃん



小諸市のごみ処理状況

令和元年度実績

<令和2年5月発行>

小 諸 市

I ごみ処理の歩み

年度	小諸市のごみ処理の変遷	ごみ処理等に係る社会動向※
昭和 53 年	○高速堆肥製造工場の供用開始	
昭和 54 年	○生ごみの分別収集開始 ・指定袋は紙製を採用	
昭和 63 年	○可燃ごみ、埋立ごみ、生ごみの3分別開始 ○浅麓クリーンセンターと野火附第2期埋立処理場の供用開始	
平成 4 年		○廃棄物処理法の改正により、国民、排出事業者、国及び地方公共団体の責務が規定または強化される。
平成 8 年	○市指定袋による燃やすごみ、埋立ごみの収集開始 ・指定袋はポリエチレン製を採用	
平成 9 年	○缶、びん、紙パックの分別収集開始 ・缶、びんは専用コンテナを使用	○容器包装リサイクル法の施行により、びん、ペットボトルを対象に事業者によるリサイクルが義務付けられる。 (プラスチック製容器包装は平成 12 年度)
平成 12 年	○ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボールの分別収集(委託)開始 ・ペットボトルは専用ネットを使用 ・古紙類は種類ごとに束ねて排出	○循環型社会形成推進基本法の施行により、排出者責任が明確化され、生産者が自ら生産する製品等に一定の責任を負うことが原則となる。 ○ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、焼却施設の排ガス等の規制が強化される。 (平成 14 年全焼却施設に適用)
平成 13 年		○家電リサイクル法の施行により、事業者にリサイクルが国民にリサイクル料金支払が、それぞれ義務付けられる。 ○廃棄物処理法の改正により、野外焼却が原則禁止される。
平成 14 年	○プラスチック製容器包装、古着の分別収集開始 ・古着は畳んで束ねて排出 ○浅麓クリーンセンター閉鎖 ○事業系燃やすごみの指定袋導入	
平成 15 年	○剪定枝のチップ化開始	
平成 16 年	○燃やすごみ・埋立ごみの収集の一部委託開始 ○野火附廃棄物埋立処理場(第3期)の供用開始	
平成 17 年	○古布の分別収集開始	○国の廃棄物処理に係る基本方針にごみ処理手数料有料化の導入促進が盛り込まれる。
平成 18 年	○紙袋による雑がみの収集追加 ○ごみ処理有料化実施 ・対象は「燃やすごみ、埋立ごみ、生ごみ」 ・旧指定袋は証紙シールを添付して継続使用可 ○汚泥再生処理センターで生ごみの肥料化開始 ○高速堆肥製造工場閉鎖 ○ペットボトルの収集回数増(5月～10月は月2回)	
平成 19 年	○雑誌・雑がみの収集日新設 ○埋立ごみの収集回数減少(4週に1回から2週に1回に変更)	
平成 20 年	○廃食用油の回収開始(バイオディーゼル燃料の精製は平成 21 年度～26 年度)	○アメリカの大手投資銀行の破たんを発端とする世界的経済不況が起こる。(リーマンショック)。

年度	小諸市のごみ処理の変遷	ごみ処理等に係る社会動向※
平成 22 年	○紙パックの収集日変更（燃やすごみの収集日から古紙類の日に変更）	
平成 23 年		○東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生する。
平成 24 年	○新ごみ焼却施設建設及び運営事業の入札実施	
平成 25 年	○新ごみ焼却施設建設及び運営事業の事業者決定	○小型家電リサイクル法の施行により、リサイクル事業者への規制が緩和された。
平成 26 年	○新ごみ焼却施設建設着手	
平成 27 年	○剪定枝資源化作業所閉鎖 ○野火附廃棄物埋立処理場の市民受け入れ終了 ○事業系ごみ料金改定	
平成 28 年	○クリーンヒルこもろの供用開始 ○硬質プラスチック、古布類を燃やすごみに分別変更	
平成 30 年	○直営による家庭系ごみの収集運搬業務終了	
令和元年	○家庭系ごみの収集運搬業務の全面委託開始	○「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定 ○大阪でG20 サミット開催 ○軽井沢で「持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会議」開催 ○「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布、施行 ○「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定 ○令和元年東日本台風災害 ○新型コロナウイルス（COVID - 19）パンデミック

※法律等の名称は略称で、法の内容等は代表的な一部を紹介しています。

II ごみ処理の流れ

区分		主な分別方法	収集方法	中間処理 ^{※1}	最終形態 (リサイクル・処分)
家庭系	燃やすごみ	長尺物は 50 cm以下に切断	指定袋（赤）で週 1 回収集	クリーンヒルこもろで焼却	民間事業者でリサイクルまたは埋立
	粗大ごみ	可燃性と不燃性に分別	クリーンヒルこもろへ直接搬入	解体、破砕後に焼却	
	埋立ごみ	家電およびPCリサイクル法による製品は自己処理	指定袋（青）で月 1 回収集	クリーンヒルこもろで破砕、金属類を磁選回収	破砕処理の残さは焼却し、回収した金属は売却
	生ごみ	水切りを十分行う	指定袋（紙袋）で週 2 回収集	浅麓汚泥再生処理センターで肥料化	肥料は無料配布、残渣はクリーンヒルこもろで焼却
	ガラスびん	無色、茶色、その他の色に分別	専用コンテナで月 2 回収集	クリーンヒルこもろで保管	日本容器包装リサイクル協会指定の資源再生業者等の工場でのリサイクル
	缶	材質別の分別不要	専用コンテナで月 2 回収集	—	資源回収業者へ売却
	ペットボトル	キャップとラベルはプラスチック製容器包装	専用ネットで月 1～2 回収集	クリーンヒルこもろで選別、圧縮、梱包、保管	日本容器包装リサイクル協会指定の資源再生業者の工場でのリサイクル
	プラスチック製容器包装	汚れを落として乾燥	指定袋（緑）で週 1 回収集		
	古紙類	新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ、紙パックに分別	種類ごとに束ねたものを月 2 回程度収集	—	資源回収業者へ売却
	古着	50 cm四方に畳む	畳んで束ねたものを月 1 回収集	—	資源回収業者へ売却
	剪定枝	太さ 5～15 cm 長さ 180 cm以下 張幅 50 cm以下	クリーンヒルこもろへ直接搬入	クリーンヒルこもろでチップ化	チップは無料配布
	蛍光灯 乾電池	充電式電池とボタン型電池は店頭回収、白熱電球とLED電球は埋立ごみ	年 2 回収集	—	民間事業者でリサイクル
	廃食用油	植物性油のみ（動物性油は燃やすごみ）	指定の公共施設で拠点回収	クリーンヒルこもろで一時保管	民間事業者でリサイクル
事業系	燃やすごみ	紙くず	自己搬入もしくは収集業者へ委託	家庭系と同じ	家庭系と同じ
	生ごみ	家庭系と同じ			

※1 中間処理：市が行なう中間処理（リサイクル・処分するために行う処理）に限る

1 収集場所

ごみ・資源物の集積所は、市が認めたものについて、区（各区衛生自治会）が設置し、維持管理を行なっています。

※事業系一般廃棄物については、小規模事業所で「燃やすごみ、埋立ごみ、生ごみ、プラスチック製容器包装」の年間総排出袋数が480袋以下の場合に限り、許可証（50円／枚）を貼り、集積所に出すことができます。また、資源物（缶、びん、ペットボトル、古紙類）についても、年間の総排出量に応じた処理手数料を支払い、集積所に出すことができます。

2 収集日

市内を4地区に分け、収集計画（ごみ・資源収集カレンダー）により収集しています。

3 収集体制

区分	品目	体制等
委託	<ul style="list-style-type: none">燃やすごみの一部埋立ごみ生ごみプラスチック製容器包装古紙類古着類缶ペットボトル	受託者：浅麓工業企業組合

4 収集運搬方法

品目	収集運搬方法
<ul style="list-style-type: none">燃やすごみ埋立ごみ生ごみプラスチック製容器包装ペットボトル古紙類古着類缶	塵芥収集車（パッカー車）で収集運搬
<ul style="list-style-type: none">びん	色別に収集可能な専用リサイクル収集車で収集運搬

Ⅲ ごみ処理施設

現在、市内では市が設置したごみ処理施設が2施設、市が構成員である浅麓環境施設組合のごみ処理施設が1施設稼働しています。

平成28年1月4日に供用開始した市所有の「クリーンヒルこもろ」では、焼却施設とリサイクル施設の機能を兼ね備えています。

1 小諸市野火附廃棄物埋立処理場（第3期）

所在地	小諸市大字御影新田 478 - 3
供用開始	平成 15 年度
種類	最終処分
規模等	・埋立面積 5,400 m ² ・埋立容量 29,039 m ³ ・残余容量 12,498.7 m ³ （平成 31 年 3 月 31 日現在） ・処理方法 管理型、セル工法による準好気性埋立方式
備考	

2 浅麓汚泥再生処理センター

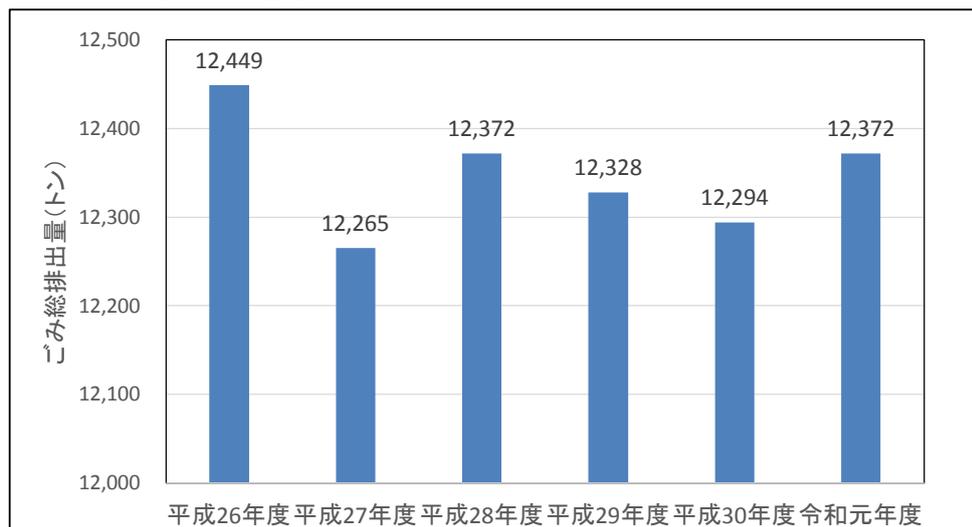
所在地	小諸市甲 1845
供用開始	平成 18 年度
構成	佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町 ・生ごみの肥料化処理は小諸市、軽井沢町、御代田町の3市町 ・家庭系と事業系ともに処理対象としているのは、小諸市と御代田町
種類	資源ごみ処理施設
規模等	・処理方法 高負荷脱窒素処理＋資源化处理 (バイオガス発電・肥料) ・処理能力 し尿 74 kL/日 浄化槽汚泥 49 kL/日 下水道汚泥 33 t/日 生ごみ 19 t/日
搬入時間	・平日 午前9時～午後4時30分 ・土曜日 午前9時～午前11時30分 ※市民の直接搬入の受入は不可
備考	汚泥発酵肥料（浅麓エココンポ）を無料配布

3 クリーンヒルこもろ

所在地	小諸市大字菱平 367 - 1
供用開始	平成 27 年度（平成 28 年 1 月 4 日供用開始）
構成	小諸市 ※残さ処理を浅麓環境施設組合から受託 ※剪定枝チップ化を御代田町から受託
種類	・熱回収施設（ごみ焼却） ・リサイクル推進施設（資源ごみストックヤード、不燃ごみ中間処理、資源ごみ処理）
規模等	<p>【熱回収施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力 24 t /日 16 時間（ストーカ式） ・処理対象 燃やすごみ 粗大ごみ 肥料化残渣 リサイクル施設からの可燃性残渣 リサイクルできない古着 <p>【リサイクル推進施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力 中間処理 5.0 t /日 5 時間、保管 7.2 t /日 ・処理対象 埋立ごみ ガラスびん ペットボトル、 プラスチック製容器包装 剪定枝 ※ほかに直接搬入された資源ごみも一時保管（生ごみを除く）
搬入時間	・平日 午前 9 時～午後 4 時 ・日曜日 （月 1 回受入）午前 9 時～午前 11 時 30 分
事業方式	・DBO方式（設計、施工、運営の一括発注方式） ・運営委託期間 平成 28 年 1 月から平成 43 年 3 月までの 15 年 3 ヶ月間
備考	余熱は熱回収施設内で利用するほか、一般開放する職員用浴室でも利用

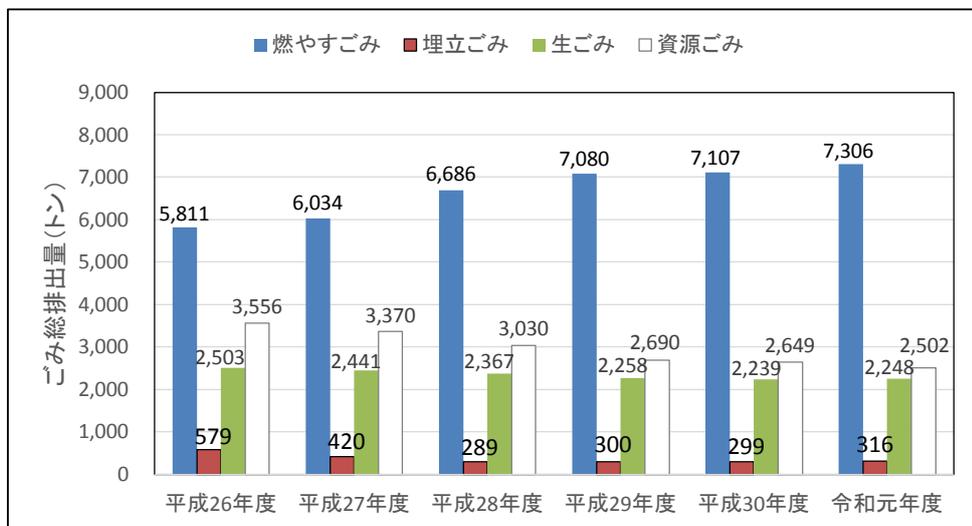
IV ごみ処理量の推移

1 ごみの総排出量の推移



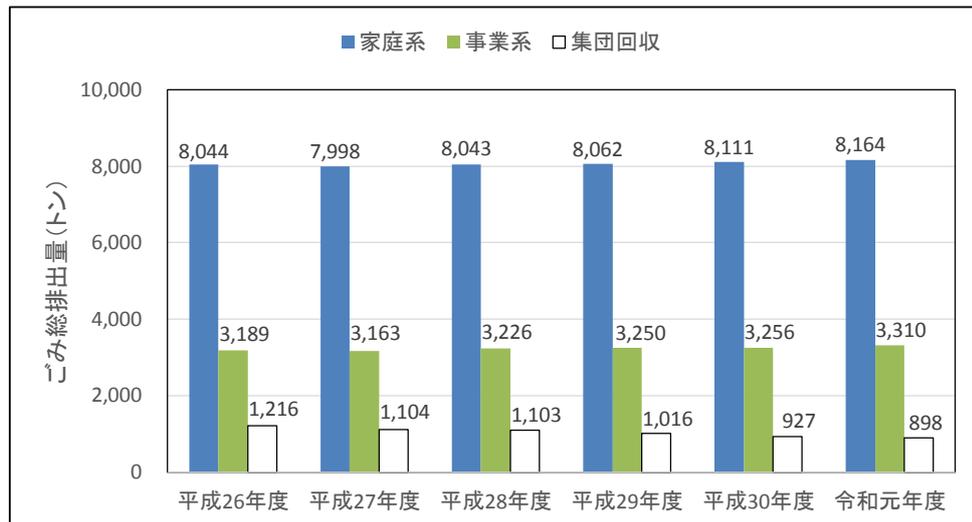
令和元年度実績 対前年比
100.6%

2 分別区分ごとの推移



令和元年度実績 対前年比	
燃やすごみ	102.8%
埋立ごみ	105.7%
生ごみ	100.4%
資源ごみ	94.5%
合計	100.6%

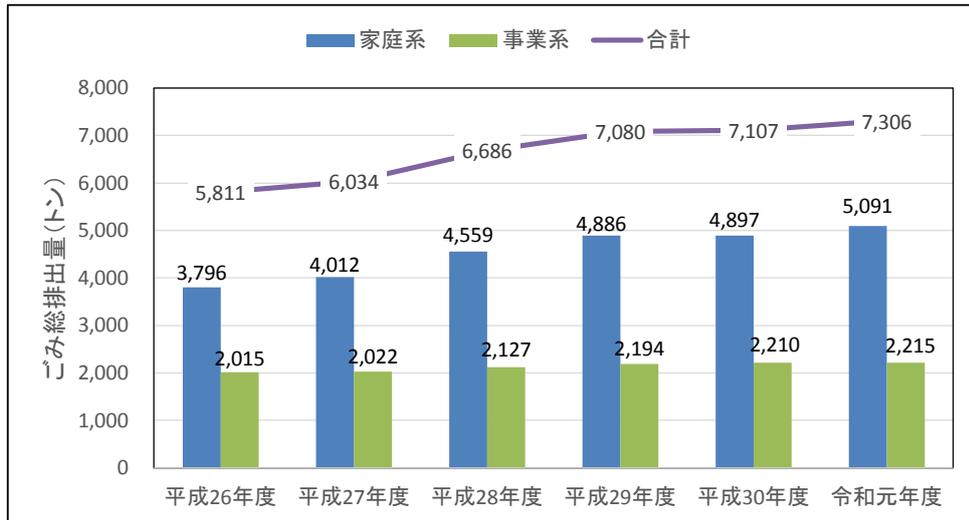
3 家庭系ごみと事業系ごみの推移



令和元年度実績 対前年比	
家庭系	100.7%
事業系	101.7%
集団回収	96.9%
合計	100.6%

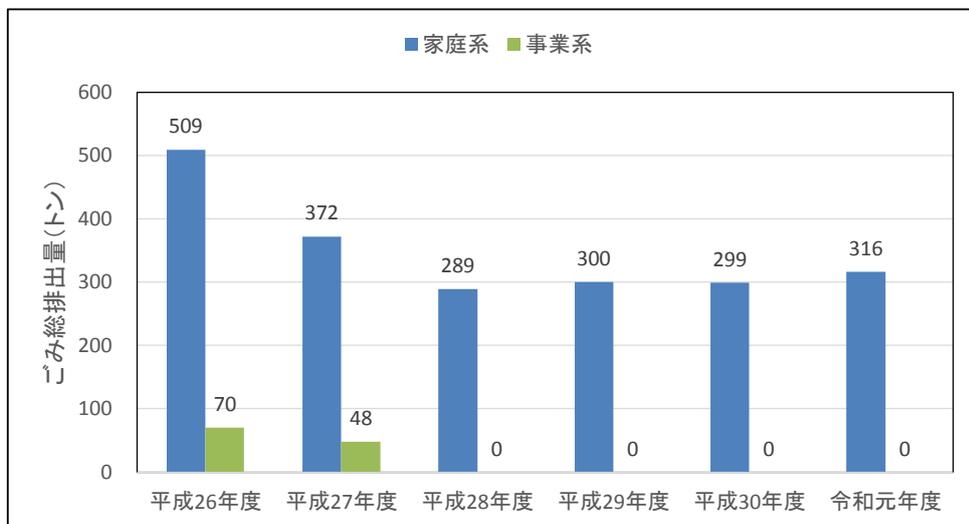
4 分別区分ごとの推移

(1) 燃やすごみ



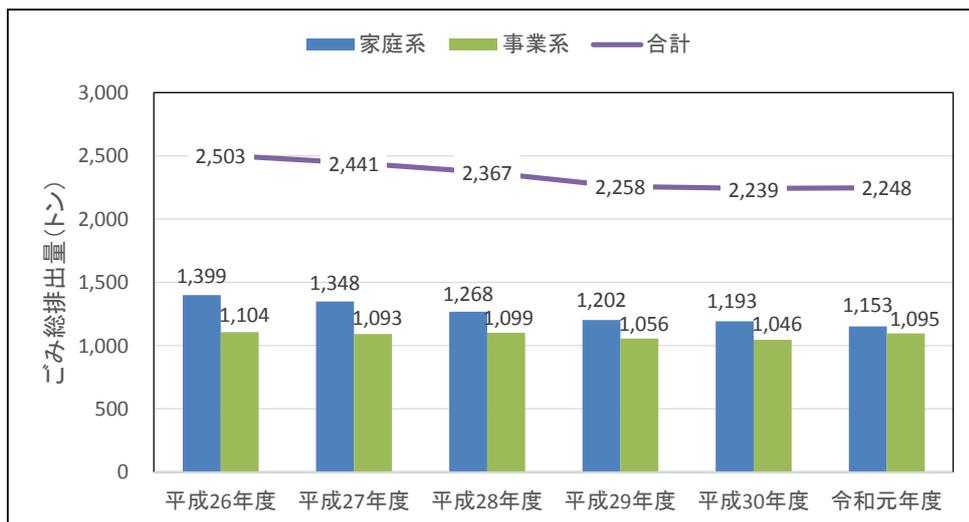
令和元年度実績	
対前年比	
家庭系	104.0%
事業系	100.2%
合計	102.8%

(2) 埋立ごみ



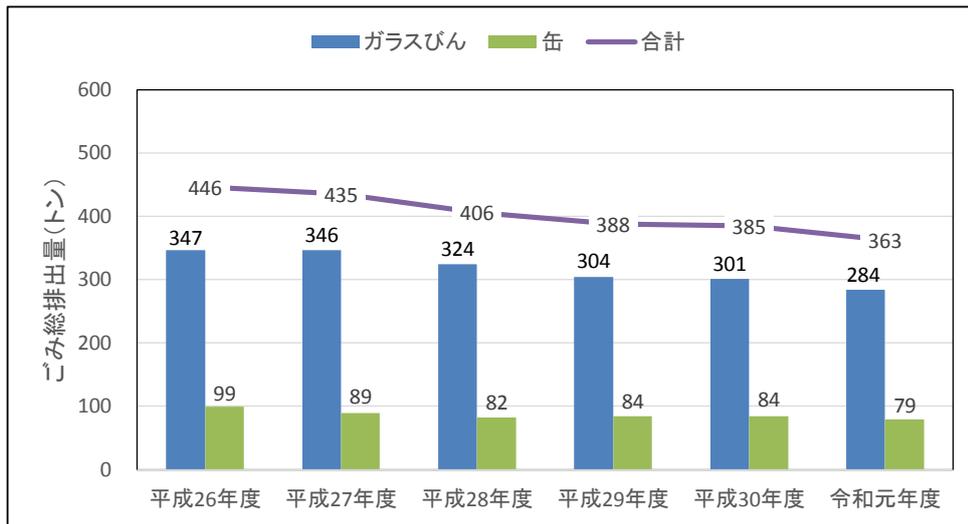
令和元年度実績	
対前年比	
家庭系	105.7%
事業系	—
合計	105.7%

(3) 生ごみ



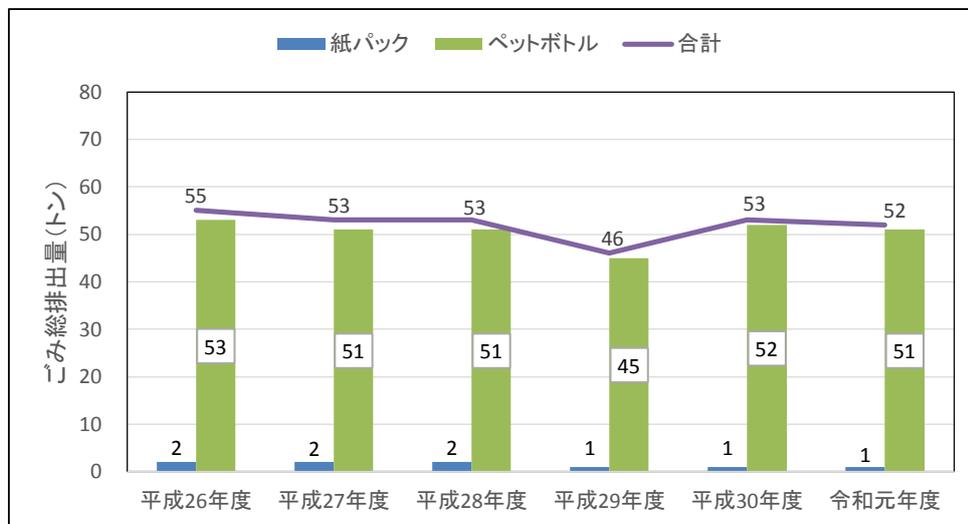
令和元年度実績	
対前年比	
家庭系	96.6%
事業系	104.7%
合計	100.4%

(4) 缶・びん



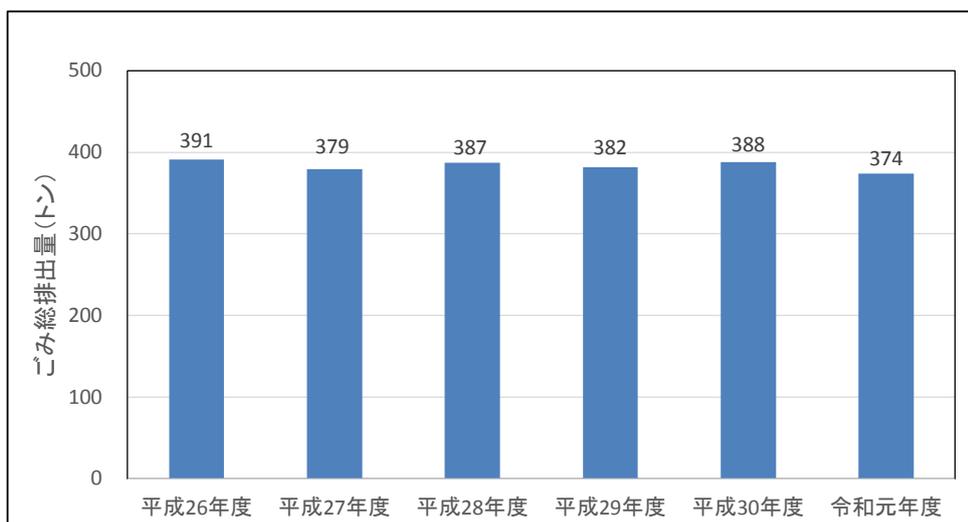
令和元年度実績	
対前年比	
ガラスびん	94.4%
缶	94.0%
合計	94.3%

(5) 紙パック・ペットボトル



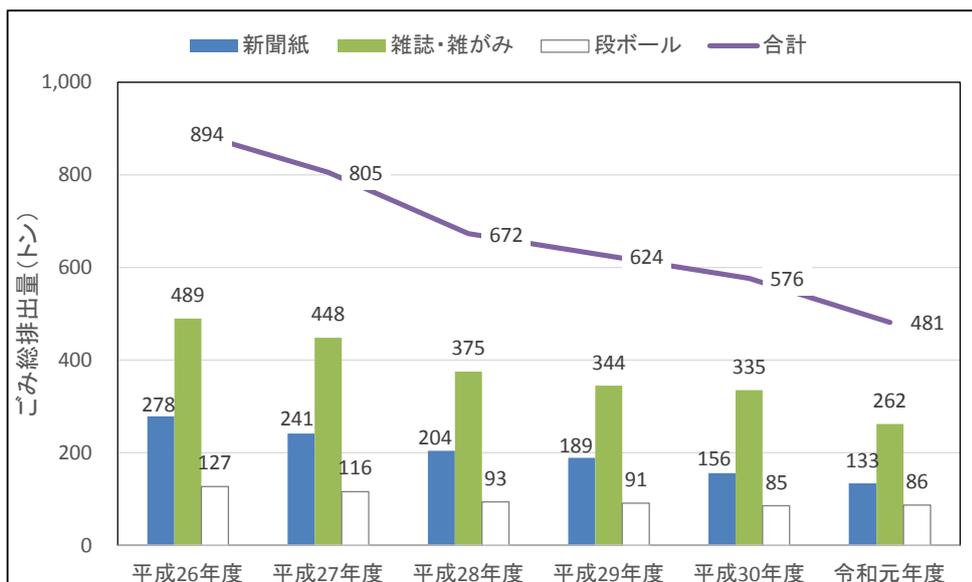
令和元年度実績	
対前年比	
紙パック	100.0%
ペットボトル	98.1%
合計	98.1%

(6) プラスチック製容器包装



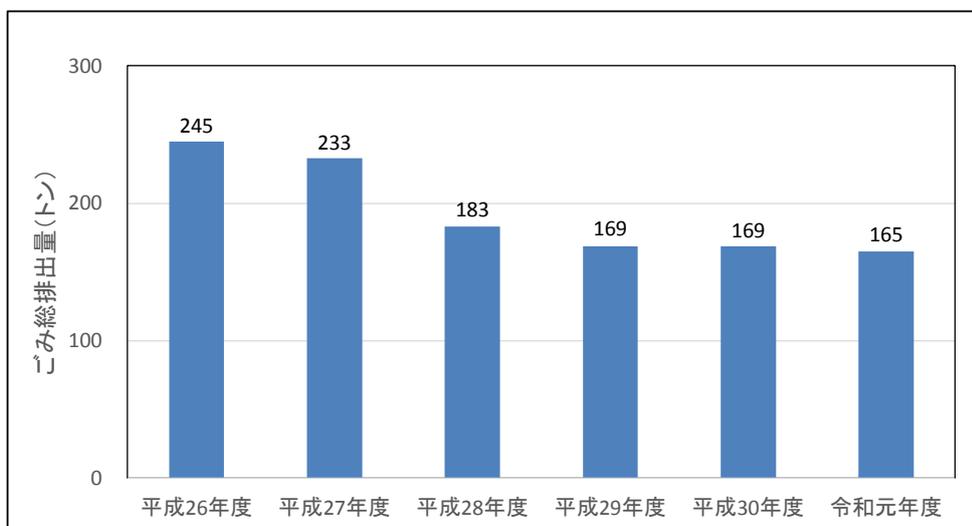
令和元年度実績	
対前年比	
	96.4%

(7)古紙類



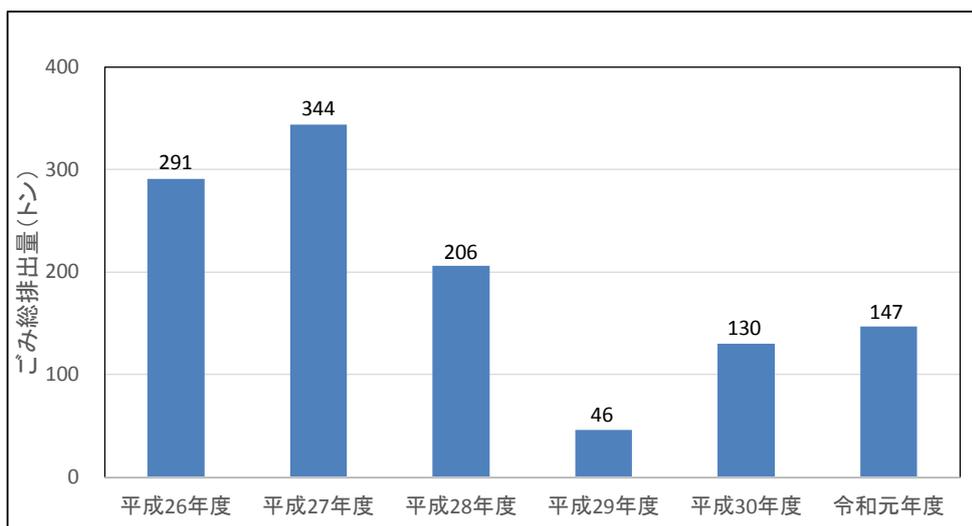
令和元年度実績	
対前年比	
新聞紙	85.3%
雑誌・雑がみ	78.2%
段ボール	101.2%
合計	83.5%

(8)古着



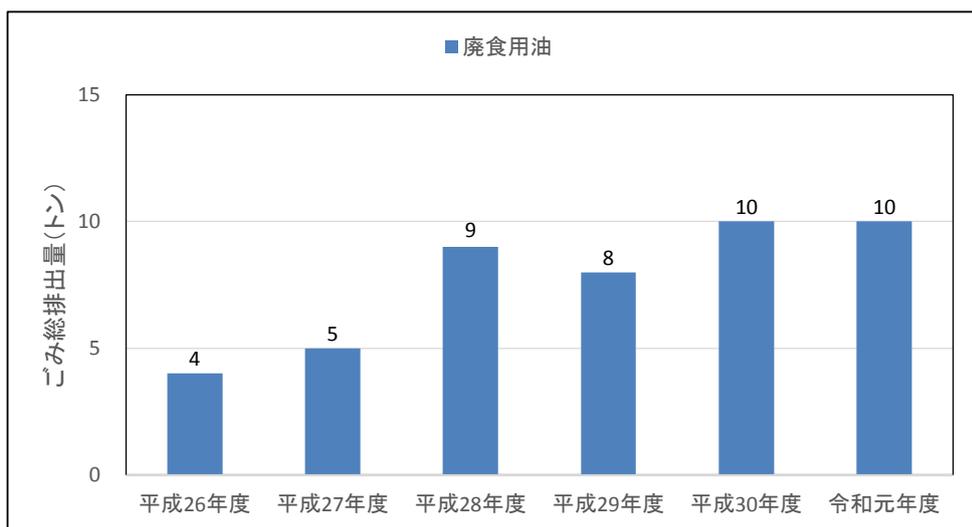
令和元年度実績	
対前年比	
	97.6%

(9)剪定枝



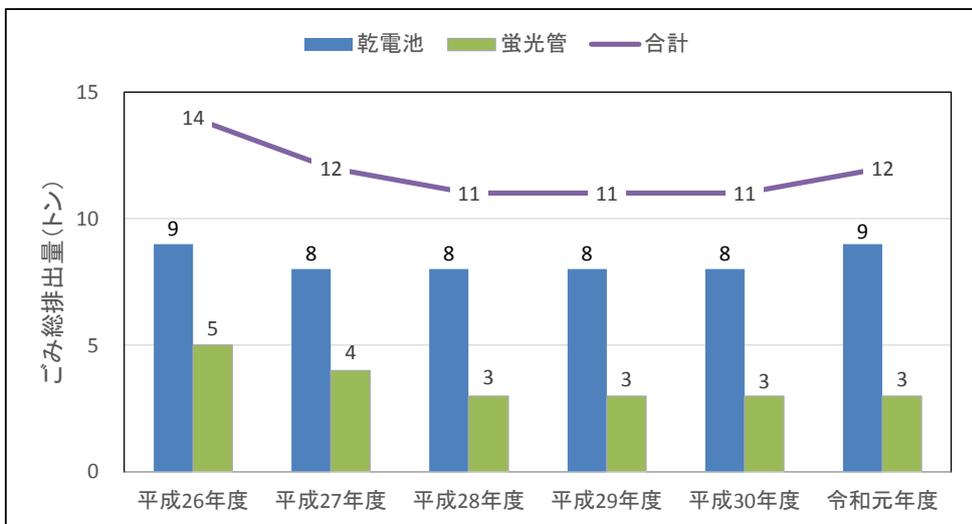
令和元年度実績	
対前年比	
	113.1%

(10) 廃食用油



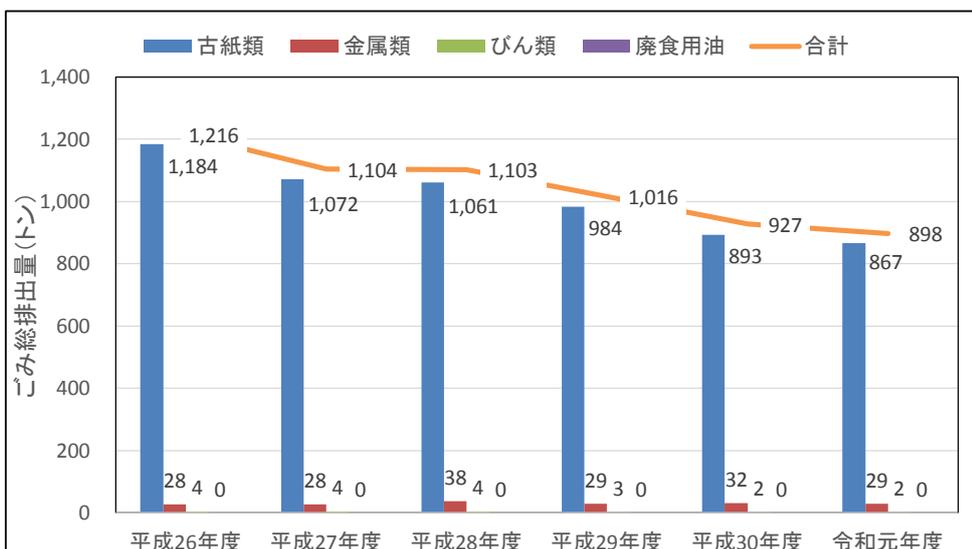
令和元年度実績
対前年比
100.0%

(11) 乾電池・蛍光管



令和元年度実績
対前年比
乾電池 112.5%
蛍光管 100.0%
合計 109.1%

5 集団回収の推移



令和元年度実績
対前年比
古紙類 97.1%
金属類 90.6%
びん類 100.0%
廃食用油 —
合計 96.9%



小諸市ごみ減量キャラクター 減ちゃん

減ちゃんは、環境のよい小諸市を守るため誕生しました。
パトロールでは変身もします。

【お問い合わせ】

小諸市 市民生活部 生活環境課 ごみ減量推進係

■ 電話 0267(22)1700 ■ FAX 0267(23)8857 ■ 電子メール genryo@city.komoro.nagano.jp